

平成 30 年 6 月 15 日
危機管理部原子力安全対策課
内線 2 7 2 9

(件名)

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）の修正について

1 概 要

県は、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、防災基本計画（原子力災害対策編）及び原子力災害対策指針（原子力規制委員会策定）等に基づき、浜岡原子力発電所からの放射性物質放出による災害を防止するための必要な体制を整備するとともに、原子力防災に関してとるべき措置を定めた県地域防災計画（原子力災害対策の巻）を策定している。

昨年 7 月に原子力災害対策指針が改正されたことを機に、国、関係市町及び関係機関と調整を行い、改正内容等を反映した計画修正案をまとめた。

2 原子力災害対策の巻の修正内容

（1）原子力災害対策指針改正の反映

- ・適用される E A L（緊急時活動レベル）の記載について、指針の改正により、新規制基準適合前後等、原子炉施設の状況で適用される E A L が区別されることになったため記載を変更。
- ・警戒事態で考慮する地震、津波等の自然災害を、その発生場所等の実態に則したものに変更（発生箇所を、所在都道府県から所在市町村へ変更等）。
- ・各事態の基準の見直しを反映。

（2）その他

「地方放射線モニタリング対策官」を「上席放射線防災専門官」に変更する等、名称や語句等の修正。

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

	旧	新	備考
目次	目次	目次	
	<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、中部電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）浜岡原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）の原子炉の運転及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>また、県独自の取組として、本県、御前崎市、牧之原市、菊川市及び掛川市と原子力事業者との間で締結している原子力発電所の安全確保等に関する協定書並びに本県、島田市、磐田市、焼津市、藤枝市、袋井市、吉田町及び森町と原子力事業者との間で締結している浜岡原子力発電所の周辺市町の安全確保等に関する協定書等に基づき、平素から原子力発電所の運転状況、周辺の環境放射線の影響を確認し関係情報を県民に広く公開、提供している。</p> <p>この取組を活かし、<u>原子力事故、災害</u>を未然に予防する観点から、事故・トラブルに関する情報公開の徹底と、人為的ミスによる事故の発生の防止を目指す、県独自の原子力発電所の安全対策と安全安心対策を規定する。</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>1（略）</p> <p>2 静岡県地域防災計画「共通対策の巻」等との関係</p> <p>この計画は、「静岡県地域防災計画」の「原子力災害対策の巻」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「静岡県地域防災計画共通対策の巻」等によるものとする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第3節（略）</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、中部電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）浜岡原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）の原子炉の運転及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>また、県独自の取組として、本県、御前崎市、牧之原市、菊川市及び掛川市と原子力事業者との間で締結している原子力発電所の安全確保等に関する協定書並びに本県、島田市、磐田市、焼津市、藤枝市、袋井市、吉田町及び森町と原子力事業者との間で締結している浜岡原子力発電所の周辺市町の安全確保等に関する協定書等に基づき、平素から原子力発電所の運転状況、周辺の環境放射線の影響を確認し関係情報を県民に広く公開、提供している。</p> <p>この取組を活かし、<u>原子力事故や原子力災害</u>を未然に予防する観点から、事故・トラブルに関する情報公開の徹底と、人為的ミスによる事故の発生の防止を目指す、県独自の原子力発電所の安全対策と安全安心対策を規定する。</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>1（略）</p> <p>2 静岡県地域防災計画「共通対策編」等との関係</p> <p>この計画は、「静岡県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「静岡県地域防災計画共通対策編」等によるものとする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第3節（略）</p>	<p>原子力-1</p> <p>語句修正</p> <p>名称の変更 名称の変更 名称の変更</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

	旧	新	備考
原子力-2	<p>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針</p> <p>この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成29年3月22日全部改正）を遵守するものとする。</p>	<p>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針</p> <p>この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成29年7月5日全部改正）を遵守するものとする。</p>	指針の最新版の改正日に修正
	<p>第5節（略）</p>	<p>第5節（略）</p>	
原子力-3	<p>第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</p> <p>防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。</p> <p>実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone） ・緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone） <p>この考え方を踏まえ、本県において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は下表のとおりとする。</p> <p>なお、必要に応じ、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む市町の当該地域の外についても、地域内と同様な原子力災害対策を実施するものとする。</p>	<p>第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</p> <p>防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。</p> <p>実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone） ・緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone） <p>この考え方を踏まえ、本県において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は下表のとおりとする。</p> <p>なお、必要に応じ、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む市町の当該地域の外についても、地域内と同様な原子力災害対策を実施するものとする。</p>	記載の適正化 記載の適正化
	<p>表（略）</p>	<p>表（略）</p>	
原子力-5	<p>第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>1 原子力施設の状態に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示等によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集事態（御前崎市で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（県内において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ。） 	<p>第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>1 原子力施設の状態に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示等によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集事態（御前崎市で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（県内において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ。） 	記載の適正化

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

	旧	新	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒事態 ・施設敷地緊急事態 ・全面緊急事態 <p>また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。</p> <p>実用発電用原子炉に係る原子炉施設に関する緊急事態区分及びこれを判断するための緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）の具体的な内容と対応関係については、第3章第4節に示す。</p> <p>2（略）</p> <p>第8節（略）</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節～第3節（略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒事態 ・施設敷地緊急事態 ・全面緊急事態 <p>また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。</p> <p>実用発電用原子炉に係る原子炉施設に関する緊急事態区分及びこれを判断するための緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）の具体的な内容と対応関係については、第3章第4節に示す。</p> <p>2（略）</p> <p>第8節（略）</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節～第3節（略）</p>	
原子力-12	<p>第4節 原子力防災専門官及び<u>地方放射線モニタリング対策官</u>との連携</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリング、関係都道府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された<u>地方放射線モニタリング対策官</u>と密接な連携を図り、実施するものとする。</p>	<p>第4節 原子力防災専門官及び<u>上席放射線防災専門官</u>との連携</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリング、関係都道府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された<u>上席放射線防災専門官</u>と密接な連携を図り、実施するものとする。</p>	組織改編に伴う修正
原子力-13	<p>第5節（略）</p> <p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 （本文略）</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 県と関係機関相互の連携体制の確保</p> <p>県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、所在市、関係周辺市町、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。</p> <p>所在市、関係周辺市町以外の市町においても、UPZ圏外で避難先となる可能性のある</p>	<p>第5節（略）</p> <p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 （本文略）</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 県と関係機関相互の連携体制の確保</p> <p>県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、所在市、関係周辺市町、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。</p> <p>所在市、関係周辺市町以外の市町においても、UPZ圏外で避難先となる可能性のある</p>	組織改編に伴う修正 記載の適正化

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

	旧	新	備考
	<p>市町村に対する情報提供や、その他県内市町の要望に基づく情報連絡など、必要に応じて、県及び関係機関との連携体制を確保するものとする。</p> <p>また、被災市町から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災市町に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、所在市、関係周辺市町、原子力事業者その他関係機関等に周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。） ・防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先 ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の場合の決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。） ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。） <p>(2)～(6)略</p> <p>2 情報の分析整理</p> <p>(1)・(2)略</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資料</p>	<p>ある市町村に対する情報提供や、その他県内市町の要望に基づく情報連絡など、必要に応じて、県及び関係機関との連携体制を確保するものとする。</p> <p>また、被災市町から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災市町に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、所在市、関係周辺市町、原子力事業者その他関係機関等に周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。） ・防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先 ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の場合の決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。） ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。） <p>(2)～(6)略</p> <p>2 情報の分析整理</p> <p>(1)・(2)略</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資料</p>	
原子力-14	<p>県は、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者その他関係機関と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、<u>対策拠点施設</u>に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。</p> <p>①(略)</p> <p>② 社会環境に関する資料 ア～カ(略)</p>	<p>県は、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者その他関係機関と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、<u>緊急時応急対策拠点施設</u>（以下、「<u>オフサイトセンター</u>」という。）に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。</p> <p>①(略)</p> <p>② 社会環境に関する資料 ア～カ(略)</p>	記載の修正
原子力-15	<p>キ <u>対策拠点施設</u>周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法に関する資料</p> <p>③～⑥(略)</p> <p>3 通信手段の確保 (本文略)</p> <p>(1) 専用回線網の整備</p> <p>①(略)</p>	<p>キ <u>オフサイトセンター</u>周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法に関する資料</p> <p>③～⑥(略)</p> <p>3 通信手段の確保 (本文略)</p> <p>(1) 専用回線網の整備</p> <p>①(略)</p>	記載の変更
原子力-16	<p>② <u>対策拠点施設</u>との間の専用回線網の整備</p> <p>県は、国と連携し、<u>対策拠点施設</u>と県及び所在市、関係周辺市町との間の 通信連絡</p>	<p>② <u>オフサイトセンター</u>との間の専用回線網の整備</p> <p>県は、国と連携し、<u>オフサイトセンター</u>と県及び所在市、関係周辺市町との間の 通</p>	記載の変更 記載の変更

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

	旧	新	備考
	<p>のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備 (本文略)</p> <p>1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備 (1)～(3)略 (4) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制</p> <p>県は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生連絡を受けた場合、国から警戒事態発生連絡を受けた場合、原子力事業者から特定事象発生通報を受けた場合又は国から施設敷地緊急事態発生連絡を受けた場合、直ちに国、所在市及び関係周辺市町と協力して、<u>対策拠点施設</u>における立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。</p> <p>(5) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制</p> <p>国が現地事故対策連絡会議を<u>対策拠点施設</u>において開催する際、これに県の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、<u>対策拠点施設</u>への派遣手段等を定めておくものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>対策拠点施設</u>における原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>県は、原子力緊急事態宣言発出後は、原災法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、所在市、関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会は対策拠点施設に設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、所在市及び関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、指定公共機関等（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等）の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、県は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p> <p>また、<u>対策拠点施設</u>において、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、県、所在市、関係周辺市町、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、</p>	<p>信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備 (本文略)</p> <p>1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備 (1)～(3)略 (4) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制</p> <p>県は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生連絡を受けた場合、国から警戒事態発生連絡を受けた場合、原子力事業者から特定事象発生通報を受けた場合又は国から施設敷地緊急事態発生連絡を受けた場合、直ちに国、所在市及び関係周辺市町と協力して、<u>オフサイトセンター</u>における立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等、あらかじめの派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。</p> <p>(5) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制</p> <p>国が現地事故対策連絡会議を<u>オフサイトセンター</u>において開催する際、これに県の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、<u>オフサイトセンター</u>への派遣手段等を定めておくものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>オフサイトセンター</u>における原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>県は、原子力緊急事態宣言発出後は、原災法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、所在市、関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会は対策拠点施設に設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、所在市及び関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、指定公共機関等（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等）の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、県は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p> <p>また、<u>オフサイトセンター</u>において、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、県、所在市、関係周辺市町、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能班に配置する職員及びその</p>	<p></p> <p></p> <p>記載の変更</p> <p>記載の変更 記載の変更</p> <p>記載の変更</p> <p>記載の変更</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

	旧	新	備考
原子力-20	<p>権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p> <p>4～10(略) 表(略)</p> <p>11 <u>対策拠点施設</u></p> <p>(1) 県は、原災法第12条の規定により、<u>対策拠点施設</u>の指定又は変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 県は、<u>対策拠点施設</u>を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。</p> <p>(3) 県及び国は、相互に連携して、<u>対策拠点施設</u>に非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。</p> <p>(4) 県及び国は、相互に連携して、過酷事故においても継続的に活動することのできる<u>対策拠点施設</u>の施設、設備、防護資機材、資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。</p> <p>(5) 県及び国は、相互に連携して、<u>対策拠点施設</u>からの移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>12～17(略) 第8節～第20節(略)</p> <p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節(略) 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 1(略) 2 応急対策活動情報の連絡 (1)(略) (2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡） ①・②(略)</p>	<p>役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p> <p>4～10(略) 表(略)</p> <p>11 <u>オフサイトセンター</u></p> <p>(1) 県は、原災法第12条の規定により、<u>オフサイトセンター</u>の指定又は変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 県は、<u>オフサイトセンター</u>を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。</p> <p>(3) 県及び国は、相互に連携して、<u>オフサイトセンター</u>に非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。</p> <p>(4) 県及び国は、相互に連携して、過酷事故においても継続的に活動することのできる<u>オフサイトセンター</u>の施設、設備、防護資機材、資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。</p> <p>(5) 県及び国は、相互に連携して、<u>オフサイトセンター</u>からの移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>12～17(略) 第8節～第20節(略)</p> <p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節(略) 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 1(略) 2 応急対策活動情報の連絡 (1)(略) (2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡） ①・②(略)</p>	<p>記載の変更 記載の変更</p> <p>記載の変更</p> <p>記載の変更</p> <p>記載の変更</p> <p>記載の変更</p>
原子力-37	<p>③ 県は、<u>対策拠点施設</u>に派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。</p>	<p>③ 県は、<u>オフサイトセンター</u>に派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。</p>	<p>記載の変更</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

	旧	新	備考
原子力-38	<p>④ 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、<u>対策拠点施設</u>において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県及び所在市、関係周辺市町をはじめ原子力事業者、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うものとされている。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>1 県の活動体制</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 警戒事態に対応した県の体制</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ 対策拠点施設の設営準備への協力</p> <p>県は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生連絡を受けた場合、国から警戒事態発生連絡を受けた場合、直ちに<u>対策拠点施設</u>の立ち上げ準備への協力を行うものとする。</p>	<p>④ 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、<u>オフサイトセンター</u>において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県及び所在市、関係周辺市町をはじめ原子力事業者、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うものとされている。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>1 県の活動体制</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 警戒事態に対応した県の体制</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ 対策拠点施設の設営準備への協力</p> <p>県は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生連絡を受けた場合、国から警戒事態発生連絡を受けた場合、直ちに<u>オフサイトセンター</u>の立ち上げ準備への協力を行うものとする。</p>	記載の変更
原子力-39	<p>④ 国等との情報の共有等</p> <p>県は、<u>対策拠点施設</u>に派遣した職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。</p> <p>(3) 県原子力災害警戒本部の設置等</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ <u>対策拠点施設</u>の設営準備への協力</p> <p>県は、原子力事業者から特定事象発生通報を受けた場合又は国から施設敷地緊急事態発生連絡を受けた場合、直ちに<u>対策拠点施設</u>の設営準備への協力を行うものとする。</p> <p>④ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣</p> <p>国が<u>対策拠点施設</u>において現地事故対策連絡会議を開催し、これに県の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を<u>対策拠点施設</u>に派遣するものとする。</p> <p>⑤・⑥（略）</p> <p>(4)～(7)（略）</p>	<p>④ 国等との情報の共有等</p> <p>県は、<u>オフサイトセンター</u>に派遣した職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。</p> <p>(3) 県原子力災害警戒本部の設置等</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ <u>オフサイトセンター</u>の設営準備への協力</p> <p>県は、原子力事業者から特定事象発生通報を受けた場合又は国から施設敷地緊急事態発生連絡を受けた場合、直ちに<u>オフサイトセンター</u>の設営準備への協力を行うものとする。</p> <p>④ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣</p> <p>国が<u>オフサイトセンター</u>において現地事故対策連絡会議を開催し、これに県の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を<u>オフサイトセンター</u>に派遣するものとする。</p> <p>⑤・⑥（略）</p> <p>(4)～(7)（略）</p>	記載の変更
原子力-41	<p>2 原子力災害合同対策協議会への出席等</p> <p>原子力緊急事態宣言が発出され、<u>対策拠点施設</u>において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。</p> <p>また、県は、あらかじめ定められた職員を<u>対策拠点施設</u>に派遣し、初動の緊急避難</p>	<p>2 原子力災害合同対策協議会への出席等</p> <p>原子力緊急事態宣言が発出され、<u>オフサイトセンター</u>において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。</p> <p>また、県は、あらかじめ定められた職員を<u>オフサイトセンター</u>に派遣し、初動の緊急避難</p>	記載の変更

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

	旧	新	備考												
原子力-44	<p>における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。</p> <p>原子力災害合同対策協議会の構成員は別に定めるものとする。</p> <p>3～7（略）</p> <p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。</p> <p>(1) 県は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うものとする。また、県は、国の要請又は独自の判断により、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。</p> <p>なお、「EAL」（Emergency Action Level）とは、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づく、緊急時の活動レベルである。</p>	<p>急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。</p> <p>原子力災害合同対策協議会の構成員は別に定めるものとする。</p> <p>3～7（略）</p> <p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。</p> <p>(1) 県は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うものとする。また、県は、国の要請又は独自の判断により、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。</p> <p>なお、「EAL」（Emergency Action Level）とは、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づく、緊急時の活動レベルである。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>指針改正の反映</p> <p>指針改正の反映</p> <p>指針改正の反映</p> <p>指針改正の反映</p>												
	<p>表 警戒事態における緊急時活動レベル（EAL）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒事態の基準</th> <th>措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</td> <td rowspan="4">体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</td> </tr> <tr> <td>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</td> </tr> <tr> <td>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</td> </tr> </tbody> </table>	警戒事態の基準		措置の概要	① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。	② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。	③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。	④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	<p>表 警戒事態における緊急時活動レベル（EAL）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒事態の基準</th> <th>措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。<u>※1</u></td> <td rowspan="4">体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</td> </tr> <tr> <td>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。<u>※1</u></td> </tr> <tr> <td>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。<u>※1</u></td> </tr> <tr> <td>④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。<u>※1</u></td> </tr> </tbody> </table>	警戒事態の基準	措置の概要	① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 <u>※1</u>	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。	② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 <u>※1</u>
警戒事態の基準	措置の概要														
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。														
② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。															
③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。															
④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。															
警戒事態の基準	措置の概要														
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 <u>※1</u>	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。														
② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 <u>※1</u>															
③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。 <u>※1</u>															
④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 <u>※1</u>															

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

	旧		新	備考
原子力-45	<p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 <u>（新設）</u></p> <p>⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ <u>燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</u></p> <p>⑫ <u>県内において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</u></p> <p>⑬ <u>県内において、大津波警報が発表された場合。</u></p> <p>⑭ 東海地震注意情報又は東海地震予知情報が発表された場合。</p> <p>⑮ <u>オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</u></p>		<p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 <u>※1</u></p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。<u>※1</u></p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。<u>※1</u></p> <p>⑧ <u>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。※2</u></p> <p>⑨ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。<u>※1</u></p> <p>⑩ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。<u>※1</u></p> <p>⑪ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。<u>※1</u></p> <p>⑫ <u>燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。※1</u></p> <p>⑬ <u>御前崎市において、震度6弱以上の地震が発生した場合。※3</u></p> <p>⑭ <u>御前崎市沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。※3</u></p> <p>⑮ 東海地震注意情報又は東海地震予知情報が発表された場合。<u>※3</u></p> <p>⑯ <u>オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。※3</u></p>	<p>指針改正の反映</p> <p>指針改正の反映 指針改正の反映</p> <p>指針改正の反映</p> <p>指針改正の反映</p> <p>記載の適正化</p> <p>指針改正の反映</p> <p>指針改正の反映</p> <p>指針改正の反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

	旧		新		備考												
原子力-45	<p>⑩ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合</p>		<p>⑫ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。※1</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。※3</p>		<p>指針改正の反映</p>												
	<p>(新規)</p>		<p>※1 ①～⑦、⑨～⑫及び⑬は、原子炉の運転等の施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「規正法」という。）第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している場合に適用される。</p> <p>※2 ⑧は、原子炉の運転等の施設が、規正法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用される。</p> <p>※3 ⑬～⑯及び⑰は、原子炉の運転等の施設が、規正法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している、していないに関わらず適用される。また、浜岡原子力発電所1号機及び2号機にはこの規定のみが適用される。</p>		<p>指針改正の反映</p>												
	<p>(2) 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、PAZ内における避難の準備を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うものとし、PAZを含む市にその旨を伝達するものとする。また、県は、国の要請又は独自の判断により、UPZ内における屋内退避の準備を行うとともに、UPZ外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。</p>		<p>(2) 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、PAZ内における避難の準備を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うものとし、PAZを含む市にその旨を伝達するものとする。また、県は、国の要請又は独自の判断により、UPZ内における屋内退避の準備を行うとともに、UPZ外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。</p>														
原子力-46	<p>表 施設敷地緊急事態における緊急時活動レベル（EAL）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設敷地緊急事態の基準</th> <th>措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</td> <td>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な</td> </tr> <tr> <td>② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷</td> <td>住民避難、等の防護措</td> </tr> </tbody> </table>		施設敷地緊急事態の基準	措置の概要	① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な	② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷	住民避難、等の防護措	<p>表 施設敷地緊急事態における緊急時活動レベル（EAL）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設敷地緊急事態の基準</th> <th>措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。※1</td> <td>PAZ内の住民等の避難準備及び早期に実施が必要な住民避難等の</td> </tr> <tr> <td>② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のう</td> <td>防護措置を</td> </tr> </tbody> </table>		施設敷地緊急事態の基準	措置の概要	① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。※1	PAZ内の住民等の避難準備及び早期に実施が必要な住民避難等の	② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のう	防護措置を	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>指針改正の反映</p> <p>指針改正の反映</p>
施設敷地緊急事態の基準	措置の概要																
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な																
② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷	住民避難、等の防護措																
施設敷地緊急事態の基準	措置の概要																
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。※1	PAZ内の住民等の避難準備及び早期に実施が必要な住民避難等の																
② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のう	防護措置を																

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

	旧		新			備考	
原子力-46	<p>却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。</p> <p>④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>（新設）</p> <p>⑧ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事</p>	置を行う。		<p>ち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。 ※1</p> <p>③ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。 ※1</p> <p>④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 ※1</p> <p>⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ※1</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。 ※1</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ※1</p> <p>⑧ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ※2</p> <p>⑨ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ※1</p> <p>⑩ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事</p>	行う。		<p>指針改正の反映</p> <p>指針改正の反映 記載の適正化 指針改正の反映</p> <p>指針改正の反映 指針改正の反映</p> <p>指針改正の反映</p> <p>指針改正の反映</p>
原子力-47						指針改正の反映	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧		新		備考	
原子力-47	<p>業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子力事業所へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑮ その他原子力施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業者外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>		<p>業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。※1</p> <p>⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。※1</p> <p>⑫ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。※1</p> <p>⑬ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。※1</p> <p>⑭ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。※1</p> <p>⑮ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。※3</p> <p>⑯ その他原子力施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業者外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。※3</p>		<p>指針改正の反映</p> <p>指針改正の反映</p> <p>指針改正の反映</p> <p>指針改正の反映</p> <p>指針の表現に合わせる</p> <p>指針改正の反映</p> <p>記載の適正化</p> <p>指針改正の反映</p> <p>誤記訂正</p> <p>指針改正の反映</p>
	<p>（新設）</p>		<p>※1 ①～⑦及び⑨～⑭は、原子炉の運転等の施設が、規正法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している場合に適用される。</p> <p>※2 ⑧は、規正法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用される。</p> <p>※3 ⑮⑯は、原子炉の運転等の施設が、規正法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しているにないに問わず適用される。また、浜岡原子力発電所1号機及び2号機にはこの規定のみが適用される。</p>		

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

	旧	新	備考																																			
原子力-48	(3) 本文略	(3) 本文略																																				
	<p>表 全面緊急事態における緊急時活動レベル（EAL）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>全面緊急事態の基準</th> <th>措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</td> <td>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。</td> </tr> <tr> <td>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</td> <td>放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</td> </tr> <tr> <td>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	全面緊急事態の基準	措置の概要	① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。	P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。	② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。	放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。	③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。		④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。		⑤ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。		⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。		⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。		⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射		<p>表 全面緊急事態における緊急時活動レベル（EAL）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>全面緊急事態の基準</th> <th>措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 ※1</td> <td>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。</td> </tr> <tr> <td>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。※1</td> <td>放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</td> </tr> <tr> <td>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。※1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。※1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。※1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。※1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。※1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	全面緊急事態の基準	措置の概要	① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 ※1	P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。	② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。※1	放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。	③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。※1		④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。※1		⑤ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。※1		⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。※1		⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。※1		⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射	
全面緊急事態の基準	措置の概要																																					
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。	P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。																																					
② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。	放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。																																					
③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。																																						
④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。																																						
⑤ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。																																						
⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。																																						
⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。																																						
⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射																																						
全面緊急事態の基準	措置の概要																																					
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 ※1	P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。																																					
② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。※1	放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。																																					
③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。※1																																						
④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。※1																																						
⑤ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。※1																																						
⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。※1																																						
⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。※1																																						
⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射																																						

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

		旧	新	備考
原子力-48		線量を検知すること。	線量を検知すること。 <u>※1</u>	指針改正の反映
原子力-49		⑨ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。	⑨ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。 <u>※1</u>	指針改正の反映
		⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 <u>※1</u>	指針改正の反映
		⑪ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	⑪ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 <u>※1</u>	指針改正の反映
		⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 <u>※1</u>	指針改正の反映
		⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。	⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 <u>※3</u>	記載の適正化
		⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 <u>※3</u>	指針改正の反映
		(新設)	<u>※1</u> ①～⑩、⑫及び⑬は、原子炉の運転等の施設が、規正法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している場合に適用される。 <u>※2</u> ⑪は、原子炉の運転等の施設が、規正法第43条の3の6第1項第4号の基準に適	指針改正の反映

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

	旧	新	備考																		
	<p>また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、UPZを含む市町に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請するものとする。</p> <p>(4)・(5)（略）</p> <p style="text-align: center;">表 O I L 1、2と防護措置</p> <table border="1" data-bbox="261 1029 1127 1795"> <thead> <tr> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値^{※1}</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>O I L 1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td>500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率^{※2})</td> <td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td> </tr> <tr> <td>O I L 2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物^{※3}の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</td> <td>20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率^{※2})</td> <td>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。</td> </tr> </tbody> </table>	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要	O I L 1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	O I L 2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※3} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。	<p>合していない場合に適用される。</p> <p>※3 ⑭⑮は、原子炉の運転等の施設が、規正法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している、いないに関わらず適用される。また、浜岡原子力発電所1号機及び2号機にはこの規定のみが適用される。</p> <p>また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、UPZを含む市町に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請するものとする。</p> <p>(4)・(5)（略）</p> <p style="text-align: center;">表 O I L 1、2と防護措置</p> <table border="1" data-bbox="1389 1029 2255 1795"> <thead> <tr> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値^{※1}</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>O I L 1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td>500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率^{※2})</td> <td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td> </tr> <tr> <td>O I L 2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物^{※3}の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</td> <td>20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率^{※2})</td> <td>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。</td> </tr> </tbody> </table>	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要	O I L 1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	O I L 2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※3} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。	<p>記載の適正化</p>
基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要																			
O I L 1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)																			
O I L 2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※3} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。																			
基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要																			
O I L 1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)																			
O I L 2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※3} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。																			
原子力-50	<p>※1「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。</p>	<p>※1「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。</p>																			

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

	旧	新	備考														
原子力-50	<p>※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断される。</p> <p>※3（略）</p> <p>(6)～(9)（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 避難の際の住民に対する避難退域時検査及び除染の実施</p> <p>原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び除染措置を実施するよう地方公共団体に連絡するものとされている。</p> <p>県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、避難退域時検査及び避難退域時検査結果に応じたOILに基づき除染を行うものとする。</p> <p>但し、避難の時期等により、汚染のないことが明らかな場合には、避難退域時検査を行わないようにすることもできる。</p> <p style="text-align: center;">表 OIL4と防護措置について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値※1</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">OIL4 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td> <td>β線：40,000 cpm※2 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> <td rowspan="2"><u>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。</u></td> </tr> <tr> <td>β線：13,000cpm※3【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> </tr> </tbody> </table>	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要	OIL4 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm※2 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	<u>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。</u>	β線：13,000cpm※3【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	<p>※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。</p> <p>※3（略）</p> <p>(6)～(9)（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 避難の際の住民に対する避難退域時検査及び除染の実施</p> <p>原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び除染措置を実施するよう地方公共団体に連絡するものとされている。</p> <p>県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、避難退域時検査及び避難退域時検査結果に応じたOILに基づき除染を行うものとする。</p> <p>但し、避難の時期等により、汚染のないことが明らかな場合には、避難退域時検査を行わないようにすることもできる。</p> <p style="text-align: center;">表 OIL4と防護措置について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値※1</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">OIL4 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td> <td>β線：40,000 cpm※2 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> <td rowspan="2"><u>避難又は一時移転の基準に基づいて避難等をした避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</u></td> </tr> <tr> <td>β線：13,000cpm※3【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> </tr> </tbody> </table>	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要	OIL4 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm※2 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	<u>避難又は一時移転の基準に基づいて避難等をした避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</u>	β線：13,000cpm※3【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	<p>指針の記載に合わせて修正</p>
基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要															
OIL4 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm※2 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	<u>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。</u>															
	β線：13,000cpm※3【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)																
基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要															
OIL4 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm※2 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	<u>避難又は一時移転の基準に基づいて避難等をした避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</u>															
	β線：13,000cpm※3【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)																
原子力-53	<p>※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。</p> <p>※2・3（略）</p>	<p>※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。</p> <p>※2・3（略）</p>	<p>指針の記載に合わせて修正</p> <p>記載の適正化</p>														

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

	旧	新	備考												
原子力-55	<p>5～9（略）</p> <p>10 飲食物、生活必需品等の供給</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 被災した県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。</p> <p>なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。</p> <p>第5節（略）</p> <p>第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>表 飲食物に係るスクリーニング基準^{※1}</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値^{※2}</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td> <td>0.5μSv/h^{※3}（地上1mで計測した場合の空間放射線量率^{※4}）</td> <td>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。</td> </tr> </tbody> </table>	基準の概要	初期設定値 ^{※2}	防護措置の概要	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※3} （地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※4} ）	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。	<p>5～9（略）</p> <p>10 飲食物、生活必需品等の供給</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 被災した県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。</p> <p>なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。</p> <p>第5節（略）</p> <p>第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>表 飲食物に係るスクリーニング基準^{※1}</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値^{※2}</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td> <td>0.5μSv/h^{※3}（地上1mで計測した場合の空間放射線量率^{※4}）</td> <td>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。</td> </tr> </tbody> </table>	基準の概要	初期設定値 ^{※2}	防護措置の概要	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※3} （地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※4} ）	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。	記載の適正化
基準の概要	初期設定値 ^{※2}	防護措置の概要													
O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※3} （地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※4} ）	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。													
基準の概要	初期設定値 ^{※2}	防護措置の概要													
O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※3} （地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※4} ）	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。													
原子力-57	<p>※1（略）</p> <p>※2「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。</p> <p>※3・4（略）</p> <p>表（略）</p> <p>第7節 緊急輸送活動</p> <p>1 緊急輸送活動</p> <p>(1) 緊急輸送の順位</p> <p>県は、応急対策実施区域を含む市町及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。</p>	<p>※1（略）</p> <p>※2「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。</p> <p>※3・4（略）</p> <p>表（略）</p> <p>第7節 緊急輸送活動</p> <p>1 緊急輸送活動</p> <p>(1) 緊急輸送の順位</p> <p>県は、応急対策実施区域を含む市町及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。</p>	記載の適正化												

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

	旧	新	備考
原子力-57	<p>第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバー</p> <p>第2順位 避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送</p> <p>第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送</p> <p>第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送</p> <p>第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第8節・第9節 (略)</p> <p>第10節 自発的支援の受入れ等</p> <p>大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、県及び国、関係団体は、適切に対応するものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ</p> <p>(1) 義援物資の受入れ</p>	<p>第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバー</p> <p>第2順位 避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送</p> <p>第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送</p> <p>第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送</p> <p>第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第8節・第9節 (略)</p> <p>第10節 自発的支援の受入れ等</p> <p>大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、県及び国、関係団体は、適切に対応するものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ</p> <p>(1) 義援物資の受入れ</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
原子力-63	<p>被災した県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、市町<u>が</u>受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとされている。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第11節 (略)</p> <p>第12節 (略)</p> <p>第4章 大規模地震対策</p> <p>第1節・第2節 (略)</p>	<p>被災した県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、市町<u>が</u>受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとされている。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第11節 (略)</p> <p>第12節 (略)</p> <p>第4章 大規模地震対策</p> <p>第1節・第2節 (略)</p>	<p>記載の適正化</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

	旧	新	備考
原子力-65	<p>第3節 地震災害応急対策</p> <p>1 原子力事業者は、御前崎市内で震度5弱・震度5強が観測された場合、県内で震度6弱以上が観測された場合又は県内沿岸に大津波警報が発表された場合、発生後直ちに原子力発電所の施設、設備等を点検するとともに、その点検結果を異常の有無にかかわらず、別表（4-3-1）により報告するものとする。この報告を行う連絡系統図は、別図（3-2-1）とする。</p> <p>2～6（略）</p> <p>第5章（略）</p> <p>図 表</p> <p>別図（3-2-1）防災関係機関の情報連絡系統図 別表（3-8-1）救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関 別表（3-8-2）初期被ばく医療機関 別表（3-8-3）二次被ばく医療機関 別表（3-8-4）高度被ばく医療支援センター 別表（3-8-5）原子力災害医療・総合支援センター 別表（4-2-1）地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書 別表（4-3-1）大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書 別表（5-7-1）被災地住民登録様式</p>	<p>第3節 地震災害応急対策</p> <p>1 原子力事業者は、御前崎市内で震度5弱・震度5強が観測された場合、県内で震度6弱以上が観測された場合又は御前崎市を含む県内沿岸に大津波警報が発表された場合、発生後直ちに原子力発電所の施設、設備等を点検するとともに、その点検結果を異常の有無にかかわらず、別表（4-3-1）により報告するものとする。この報告を行う連絡系統図は、別図（3-2-1）とする。</p> <p>2～6（略）</p> <p>第5章（略）</p> <p>図 表</p> <p>別図（3-2-1）防災関係機関の情報連絡系統図 別表（3-8-1）救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関 別表（3-8-2）初期被ばく医療機関 別表（3-8-3）二次被ばく医療機関 別表（3-8-4）高度被ばく医療支援センター 別表（3-8-5）原子力災害医療・総合支援センター 別表（4-2-1）地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書 別表（4-3-1）大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書 別表（5-7-1）被災地住民登録様式</p>	<p>指針改正の反映</p>

別図(3-2-1)防災関係機関の情報連絡系統図

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく情報(特定事象発生通報)及び通報後の連絡

中部電力㈱浜岡原子力発電所 0537-86-3481

Table with columns for '浜岡原子力発電所からの連絡先' and '関係機関を経由する連絡先'. It lists various government and utility departments such as the Ministry of Health, Labour and Welfare, and the Ministry of Environment, along with local prefectural and municipal offices in Shizuoka Prefecture.

※ 政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡
その他連絡先(関係機関から連絡)

Summary table for disaster response contacts, including the Self-Defense Force (陸上自衛隊) and the Ministry of Health, Labour and Welfare (防衛省).

別図(3-2-1)防災関係機関の情報連絡系統図

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく情報(特定事象発生通報)及び通報後の連絡

中部電力㈱浜岡原子力発電所 0537-86-3481

Table with columns for '浜岡原子力発電所からの連絡先' and '関係機関を経由する連絡先'. This version includes updated contact information, such as the '原子力規制委員会' (Nuclear Regulation Authority) and '防衛省(統合幕僚監部参事官付)' (Ministry of Defense).

※ 政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡
その他連絡先(関係機関から連絡)

Summary table for disaster response contacts, including the Self-Defense Force (陸上自衛隊) and the Ministry of Defense (防衛省).

別表(4-2-1)

地震警戒宣言発令時における 浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書							防災機関					
情報 ル ー ト							区 分	文書番号	受信者	受信日時	発信者	発信日時
	中電	第号										
	監視センター	第号		月日時分								
	危機管理 ・復旧対策局	第号		月日時分								
	本部	第号		月日時分								
所在市：御前崎市 関係周辺市町：牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市												
概 況												
1 原子炉の状態	月 日 時 分現在											
		1号機	2号機	3号機	4号機	5号機						
	原子炉出力	%	%	%	%	%						
	出力降下中	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO						
	原子炉 停止日時	月 日 時 分										
2 災害予防対策実施状況	完了 ・ 実施中											
3 発電所地震警戒本部等	3-(1) 地震警戒本部設置日時			月 日 時 分								
	3-(2) 応急復旧資機材の確保			YES NO								
	3-(3) 対外通信連絡手段の確保			YES NO								
特記事項												
添付資料 有 (枚) 無												

別表(4-2-1)

地震警戒宣言発令時における 浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書							防災機関					
情報 ル ー ト							区 分	文書番号	受信者	受信日時	発信者	発信日時
	中電	第号										
	監視センター	第号		月日時分								
	各 地 域 局	第号		月日時分								
	本部	第号		月日時分								
所在市：御前崎市 関係周辺市町：牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市												
概 況												
1 原子炉の状態	月 日 時 分現在											
		1号機	2号機	3号機	4号機	5号機						
	原子炉出力	%	%	%	%	%						
	出力降下中	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO						
	原子炉 停止日時	月 日 時 分										
2 災害予防対策実施状況	完了 ・ 実施中											
3 発電所地震警戒本部等	3-(1) 地震警戒本部設置日時			月 日 時 分								
	3-(2) 応急復旧資機材の確保			YES NO								
	3-(3) 対外通信連絡手段の確保			YES NO								
特記事項												
添付資料 有 (枚) 無												

別表(4-3-1)

大規模地震発生後における 浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書		防災機関					
情報		区 分	文書番号	受信者	受信日時	発信者	発信日時
		中 電 第 号					
		監 視 センター 第 号			月日時分		
		危機管理員・ 監視員 第 号			月日時分		
		本 部 第 号			月日時分		
所在地：御前崎市 関係周辺市町：牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、 焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市							
概 況							
1 原子炉の状態	月 日 時 分現在						
	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機		
	停止日時	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
	地震発生時の 原子炉出力	%	%	%	%	%	%
	ECCS作動	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO
2 発電所の状況	2- (1) 発電所施設・設備の状況						
	2- (2) 事務建屋他構内建築物等の状況						
3 放射線測定、監視結果	3- (1) 排気筒ガスモニタ指示値		異常無	異常有			
	3- (2) モニタリングポスト指示値		異常無	異常有			
4 発電所災害対策本部	4- (1) 災害対策本部設置日時		月 日 時 分				
	4- (2) 対外通信連絡手段の確保		YES	NO			
特記事項							
添付資料 有 (枚) 無							

別表(4-3-1)

大規模地震発生後における 浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書		防災機関					
情報		区 分	文書番号	受信者	受信日時	発信者	発信日時
		中 電 第 号					
		監 視 センター 第 号			月日時分		
		危機管理員・ 監視員 第 号			月日時分		
		本 部 第 号			月日時分		
所在地：御前崎市 関係周辺市町：牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、 焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市							
概 況							
1 原子炉の状態	月 日 時 分現在						
	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機		
	停止日時	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
	地震発生時の 原子炉出力	%	%	%	%	%	%
	ECCS作動	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO
2 発電所の状況	2- (1) 発電所施設・設備の状況						
	2- (2) 事務建屋他構内建築物等の状況						
3 放射線測定、監視結果	3- (1) 排気筒ガスモニタ指示値		異常無	異常有			
	3- (2) モニタリングポスト指示値		異常無	異常有			
4 発電所災害対策本部	4- (1) 災害対策本部設置日時		月 日 時 分				
	4- (2) 対外通信連絡手段の確保		YES	NO			
特記事項							
添付資料 有 (枚) 無							